

君津中央病院企業団議会

平成25年12月定例会会議録

君津中央病院企業団企業長福山悦男は、平成25年12月11日をもって平成25年12月19日午後4時00分に木更津市桜井1010番地君津中央病院4階講堂に企業団議会を招集した。

1 出欠席議員は次のとおりである。

出席議員

1番 石井 勝、2番 白坂英義、3番 服部善郎、4番 磯貝 清、5番 池田文男
6番 武次治幸、8番 福原敏夫、9番 高橋恭市、10番 佐藤麗子、11番 佐久間 清
12番 山口幹雄

欠席議員

7番 高橋謙治

2 職務のために議場に出席した職員は次のとおりである。

3 説明のため出席したものは次のとおりである。

企業長 福山悦男、代表監査委員 中村芳雄、監査委員 笈川政登己、病院長 鈴木紀彰
事務局長 松尾晴介、事務局次長 岩名生麿、総務課長 山寄博史、財務課長 小島進一
管財課長 三富敏史、医事課長 池田倫明、経営企画課長 鈴木 等、副院長 土屋俊一
副院長 岡 陽一、学校長 須田純夫、分院長 田中治実、医務局長 氷見寿治
地域医療センター長 八木下敏志行、看護局長 齊藤みち子

4 会議に付した事件は次のとおりである。

- ・議案第1号 君津中央病院企業団病院事業料金徴収条例の一部を改正する条例の制定について
(質疑、討論、採決)

(午後4時00分開会)

<議長>

では、始めさせていただきます。

初めに出席定数を確認いたします。ただいまの出席議員数は11名でございます。

定足数に達しておりますので、平成25年12月君津中央病院企業団議会議定例会を開会いたします。

ここで福山企業長から招集のご挨拶をお願いいたします。

福山企業長。

<企業長>

それでは、定例会に先立ちましてご挨拶申し上げます。

ことしはいよいよ大変押し詰まりまして、議員の皆さんにはご多忙のところ、ご参集賜りまして、本当にありがとうございます。

さて、経営状況でございますが、予算額と比べ、収益、費用とも及びませんが、黒字基調を維持しております。残り3か月も引き続き、医療の質と安全の向上を図りながら、地域における必要な医療を安定的かつ継続的に提供していくことを念頭に、健全経営に努めてまいります。

また、平成26年度の予算編成は、必要な医療を確保しながら、さらに患者の視点に立った、質の高い、安全な医療の実現のために、そして経営基盤の安定化が実現できるよう、編成作業に鋭意取り組んでいるところでございます。

本定例会では、条例の一部改正案1件を提出させていただいております。よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます、招集のご挨拶といたします。

<議長>

ありがとうございました。

日程に入るに先立ちまして、諸般の報告をいたします。

監査委員から、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果について報告がありました。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

本日の議事日程は、お手元に印刷配付してございます。その順序に従いまして会議を進めてまいりますので、ご了承願います。

日程第1 会期の決定について

日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は本日1日としたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名について

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第93条の規定により、議長から池田文男議員及び高橋恭市議員を指名いたします。

日程第3 議案の上程

日程第3、議案の上程を行います。

本日上程の議案は1件でございます。

朗読につきましては省略いたしますので、ご了承願います。

なお、上程されている議案については一括して提案理由の説明を求めます。

福山企業長。

<企業長>

それでは、本定例会に提出いたしました議案の提案理由につきまして、ご説明申し上げます。

議案第1号 君津中央病院企業団病院事業料金徴収条例の一部を改正する条例の制定については、消費税法及び地方税法が改正され、平成26年4月から消費税及び地方消費税の税率が変更されることに伴い、病院事業において徴収する料金のうち課税対象であるものの徴収額に関する規定等を改めるため、条例の一部を改正しようとするものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますように、よろしくお願いいたします。

<議長>

提案理由の説明が終わりましたので、直ちに議案を取り上げたいと思います。

議案第1号 君津中央病院企業団病院事業料金徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

補足説明を事務局よりお願いいたします。

松尾事務局長。

<事務局長>

それでは、議案第1号について補足説明させていただきます。

お手元の議案資料3ページ、一番最後のページをごらんください。

最下段に提案理由を記してございます。その一番下でございますが、皆様ご承知のとおり、消費税法及び地方税法の改正により、消費税及び地方消費税の税率、これがあわせまして、5%から8%に変更になったことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

最上段に、附則として記載してございますが、平成26年4月1日から施行しようとするものでございます。

続きまして、改正の内容についてご説明いたします。

別冊の君津中央病院企業団提出議案説明資料をごらんください。表紙をおめくりいただきまして、1ページ目をごらんください。新旧対照表を記載してございます。

君津中央病院企業団病院事業料金徴収条例は、病院事業において患者様などからいただきます料金の定めをしたものでございます。

第2条に料金の額を定めております。この表では、第1項は略となっておりますが、第1項では非課税となります診療報酬、介護報酬などにつきまして、それぞれの根拠法令で定めた額をいただくものという規定となっております。

続きまして、第2項で課税対象となるものの定めをしております。その第1号、算定方法に定めのあるもの、例といたしましては保険外併用療養費で自費負担となります。算定上限を超えて行われましたリハビリテーション料などが該当いたしますが、これについて、「算定方法により算定した額に100分の105を乗じて得た額」と定めているところを「100分の108を乗じて得た額」に改めようとするものでございます。

次に、第2号といたしまして、算定方法に定めのないものについては、別表に定める額としております。

別表は、1ページ目、中段のやや下のところから記載してございます。特別病室の料金、そして各種の文書料について定めております。右端に金額欄がございますが、ここで税抜きの額に、現行では100分の105を乗じて得た額を定めているところを、改正案では、100分の108を乗じて得た額に改めようとするものでございます。

ページをおめくりいただきまして、2ページ目には引き続き各種の文書に関する額を記載してござい

ます。

そして、3ページ目にまいりまして、一番最後、表の下に備考欄がございます。ここで、助産に係る費用、ただし、文書料を除くものにつきましては非課税となりますので、表中の金額の欄に定めております額から100分の105を割り戻した額でいただくこととしておりますが、これを改正後は100分の108で割り戻した額をいただくように改めるものでございます。

改正の内容は以上でございます。

補足説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

<議長>

補足説明が終了いたしました。

議案第1号に対する質疑を行います。

質疑はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め、討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、採決をいたします。

議案第1号を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

挙手全員であります。

議案第1号 君津中央病院企業団病院事業料金徴収条例の一部を改正する条例の制定につきましては、原案のとおり可決されました。

以上で本日上程の全ての議案を議了いたしました。

ただいま企業長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

福山企業長。

<企業長>

それでは、閉会に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。

本日は、何か天気予報ですと雪模様で、これは大変なことになったなと思ったんですが、まあ、それより、思ったよりも大分よかったなというところでございますけども、本当に先生方には公私ともにお忙しい中を、定例会、全員協議会においていただきまして、本当にありがとうございます。

本当に4市の先生方に日ごろ、病院の運営につきまして、いろいろとご助言を賜りまして、そしていろいろとご協力いただき、本当にありがとうございます。本日も全員協議会でいろいろなご意見を頂戴いたしまして、今後の運営に参考にさせていただきたいと、こういうふうに考えております。

定例会では、ただいまの1議案をご承認賜りました。本当にありがとうございます。

特に、いつも同じようなことを申し上げて大変恐縮なんですけども、これからの高齢化社会に向かひまして、いろんな問題が出てくるというふうに思います。特に2025年の問題というのは非常に大きな問題で、これは4市の皆さんも非常に関心のあることではないかと、こういうふうに思いますし、病院といたしましても、当院は、急性期医療という3次救急医療ということで大変努力しているわけでございますけども、そういう高齢化社会に向かったときの地域医療の見直しといえますか、そういうものをしないといけないという、要するに地域全体の医療資源といえますか、そういうものをどういうふうに組み立てて高齢化社会に立ち向かうというのは、非常に難しい問題であろうというふうに思います。在宅医療とか訪問看護とか、そういうものが、あるいは特老の施設とかですね、そういう点は非常に難

しい問題がたくさんあるであろうと。お金のかかる話になりますんで、今後ともまたいろいろご意見を賜りたいなと、こういうふうに考えております。

それともう一つは、病院のほうに直接関係することは、来年は診療報酬の改正がございます。もう数か月前から中医協やなんかでいろいろ意見が出ておりまして、再三、その様子が耳に入っておりますけれども、プラス改正なのか、マイナス改正なのか、非常に何か際どいところで話を伺っております。消費税の問題が一つありますんで、それが絡んでくるんで、大変ややこしい話じゃないかなというふうに考えておりますけれども、ひとつ少しでも病院としてはいい方向に進めていければと。そして、地域医療のために支障は来さないようにやっていきたいと。

こういうことをいつも考えておりますので、4市の議員の先生方にも、またよろしくご協力のほどをお願いしたいと思ひまして、ご挨拶にかえさせていただきます。どうもありがとうございました。

<議長>

以上をもちまして、本定例会を閉議し、閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後4時13分閉会)